

第 3 4 号議案

豊川市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

豊川市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 3 月 6 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

豊川市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和 6 0 年豊川市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(印鑑登録証明書交付の申請)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、被登録者は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を使用して、多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線により接続された端末機で、自動的に印鑑登録証明書等を交付する機能を有するものをいう。）                      _____により、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。この場合においては、第7条第4項の規</p>	<p>(印鑑登録証明書交付の申請)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、被登録者は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）<u>に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）</u>                      _____                      _____                      _____                      _____を使用して、多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線により接続された端末機で、自動的に印鑑登録証明書等を交付する機能を有するものをいう。）<u>に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</u>この場合においては、第7条第4項の規</p>

定は、適用しない。

定は、適用しない。

#### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

---

#### 理 由

この案を提出するのは、コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機により、移動端末設備を利用して印鑑登録証明書を交付することができるようにするため必要があるからである。